

協同組合
アキュミュレーション

組合報

2022年4月 vol.69

広報委員会

組合員の皆様へ

ようやく、春らしい気候となってきましたが、寒暖の差が激しい日々となっておりますので、ご健康にご留意してください。

コロナ感染症第6波に伴うまん延防止等措置は全ての都道府県で解除されましたが、感染者数減少は緩やかですので、引き続きうがい、手洗い等の感染症対策を徹底願います。

実習生入国開始

コロナ感染症の水際対策強化措置として、新規外国人の入国が長期間停止されておりましたが、2022年3月1日からの見直しにより、実習生の入国が再開され、その第1弾として2名が3月23日にフィリピンより入国しました。今後も長期間待機してきた実習生の早期入国に向けて尽力して参ります。



建設関係職種等の基準(技能実習生の数)

2022年4月1日から、建設関係職種等に属する技能実習生の数について、申請者が技能実習計画の業種の欄において**日本標準産業分類D-建設業を選択している場合に限り、技能実習生の総数が常勤の職員の総数を超えることができない**こととなります。

以下の場合、基準に適合しないため注意が必要となります。

- 1) 現時点で技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えており、2022年4月1日以降も超えたままになる場合。
- 2) 2022年3月31日までに外国人技能実習機構へ提出する第1号・第2号技能実習計画認定申請において、2022年4月1日以降の技能実習期間が含まれており、技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えている場合。
- 3) 現時点で認定はされているが、4月1日以降に入国予定の技能実習生がおり、技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えている場合。

※在留資格が技能実習生、外国人建設就労者、特定技能1号は常勤職員数に含まない。

※団体監理型技能実習においては優良な監理団体かつ優良な実習実施者である場合、上記の「技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えないこと」という要件は課されません。

実施状況報告書について

2021年度(報告対象期間2021.04.01～2022.03.31)の「実施状況報告書(省令様式第10号)」は**2022年4月末までに必ず組合までに提出願います**。報告事項は以下の通りです。

- * 技能検定受検状況
 - * 実施体制
 - * 労働条件
 - 1) 実労働日数
 - 2) 所定内実労働時間数
 - 3) 超過実労働時間数
 - 4) きまって支給する現金給与額(超過労働給与額を含む)
 - 5) 賞与、期末手当等特別給与額
 - 6) 控除額(食費、居住費、税・社会保険料、その他)
 - 7) 昇給率
 - * 行方不明者の発生状況 等々
- 原則、報告書は実習実施者自ら記載し提出することが求められておりますので、ご対応宜しく願います。
ご不明点がございましたら、組合の担当者にお問い合わせください。

育児・介護休養法改正について

令和4年4月1日から段階的に育児・介護休養法が改正されます。
男女とも仕事と育児を両立できるよう雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化(令和4年4/1施行)や、産後パパ育休制度の創設(令和4年10/1施行)などの改正があります。
詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

技能実習責任者・技能実習指導員・ 生活指導員の講習の更新について

技能実習法(平成29年11月1日施行)に基づき、技能実習生を受け入れるには、過去3年以内に養成講座を修了した者を「技能実習責任者」として配置する必要がありますので、更新の必要な方は漏れなくお申込み下さい。

- ・講習を修了していなければ技能実習の認定が取り消しになる恐れがあります。
- ・受講完了後、受講証明書は必ず組合までご提出下さい。なお、「技能実習責任者」変更の場合、「技能実習計画軽微変更届出書」を機構に提出しなければなりませんので、上記に併せて組合までご連絡をお願いします。
- ・「技能実習指導員」と「生活指導員」の全員が受講・修了することにより優良要件適合の加点が受けられる為、受講願います。
- ・**既に優良要件適合にて「技能実習指導員」と「生活指導員」全員の講習受講が要件として加点されている実習実施企業は必ず3年毎に更新のため受講をお願いします。**

緊急連絡先 (24時間)

[事務局]	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827
[組合職員携帯]	070-3667-8667(杉戸)	080-4477-6005(廣畑)
	090-2323-7188(王)	090-9540-4849(高橋文徳)

